

# 株式会社蒜山地質年代学研究所研究費使用規範委員会規程

## (目的・設置)

第1条 株式会社蒜山地質年代学研究所(以下「本研究所」)における研究活動の不正行為防止および研究活動の不正使用防止に向けて、不正発生の要因を把握し、全所的視点から不正防止に向けて、不正発生の要因を把握し、全所的視点から不正防止計画を推進することで、適正かつ公正に研究活動が推進され、また、研究費が使用されることを目的として、また、不正防止に向けて、不正発生の要因を把握し、全所的視点から不正防止計画を推進すること研究費使用規範委員会(以下「規範委員会」という。)を設置する。

## 第2条 (規範委員の構成)

規範委員会は次に掲げる委員で組織する。

委員長(最高管理責任者)	代表取締役
統括管理責任者	(管理部長)
委員(代表取締役が指名した者)	(地質技術センター長)
委員(代表取締役が指名した者)	(事業部長)
事務局	総務担当職員

2 委員長は、代表取締役が務める。

3 委員の任期はそれぞれの役職に合わせ、この役職に就いたものが自動的に委員に就任することとする。

4 代表取締役は、文部科学省公的研究費の管理監査のガイドラインに定められる最高管理責任者を務め、同様に管理部長は最高管理責任者を補佐する統括管理責任者を務めるものとする。

5 規範委員会は、必要に応じて委員以外の者に出席を求め、その意見等を聞くことができる。

6 規範委員会事務局は、管理部総務室が務める。

## (規範委員会の業務)

第3条 規範委員会は、以下の業務を分掌する。

(1) 不正発生要因の把握ならびに不正防止計画の策定と実施に関すること

(2) 社内ルールについてのモニタリングに関すること

(3) 行動規範の策定、周知およびその具体的な対応方策に関すること

(4) 研究活動の不正行為や研究費の不正使用(以下「不正行為等」という)に関する申立て等をなされた者に係る不正行為等についての調査指示および認定等に関する事項

(5) 調査委員会、検討部会等が作成した答申に関する審議等に関すること

(6) 株式会社蒜山地質年代学研究所における研究活動の不正行為防止および研究費の不正使用防止に関する規程に定める条項に関すること

(7) その他代表が必要と認めた事項

## (予備調査委員会、調査委員会、検討部会)

第4条 規範委員会は、研究活動の不正行為および研究費の不正使用等の申立てに関する予備調査委員会や調査委員会および不正防止計画の策定のための検討部会等(以下「調査委員会等」という。)の設置を命じ、申立て内容に関する具体的な調査の実施や、計画の策定・検討等を委任することができる。

2 調査委員会等は、規範委員会から委任を受けた具体的な案件について適切に対応し、その調査・検討・対応結果等につき、規範委員に答申を行う。

3 予備調査委員会と調査委員会の委員は別に定める。検討部会の委員は、規範委員会が指名し、内1名を部会長として任命する。

4 調査委員会等の事務局は、管理部総務室が務める。

## (改廃)

第5条 この規定の改廃は、定例会議の承認を要する。

附則 この規定は、平成31年4月1日より施行する。